

1. 景観計画区域における行為の制限

(1) 届出対象行為

市全域を対象とする景観計画区域における届出が必要な行為は、法第 16 条第 1 項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」における届出対象（大規模行為）との整合を図り以下のとおりとします。

■景観計画区域における届出が必要な行為

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出対象行為を除く)

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ 13m 又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1)
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく及び塀、擁壁等 ・高さが 2 m、かつ、長さが 50m を超えるもの (※1)
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 ・高さ 20m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		広告塔又は広告板 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		太陽光発電設備等 ・土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が 100 m ² を超えるもの又は発電出力が 10 kW 以上のもの (※1)
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取		・地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）		・変更に係る部分の土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

※1 建築物及び工作物の届出対象行為には、増築又は改築により当該届出対象規模を超えるものを含む。

※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さとする。

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

良好な景観形成を具体的に実現するため、届出対象行為ごとに、景観形成の基準を定めます。

■景観計画区域における景観形成のための基準

行為	事項	景観形成のための基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は以下のものを基準とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 【外壁】 【基準色】N(無彩色)：明度6以上、R(赤)・YR(黄赤)：明度5以上 彩度6以下、Y(黄)：明度5以上 彩度4以下、その他：明度5以上 彩度2以下 【推奨色】N(無彩色)：明度8以上、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)：明度7以上 彩度3以下、その他：明度7以上 彩度1以下 【屋根】 【基準色】N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 彩度3以下、その他：明度5以下 彩度2以下
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。	
	敷地の緑化	・敷地内はできるだけ緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。	
さく及び塀、擁壁等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。	
緑化	・さく及び塀の周囲については、できるだけ緑化に配慮すること。		
太陽光発電設備等		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・海岸線には設置しないよう努めるものとする。	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。	